

資源管理方針における水産資源の名称について

令和 8 年 4 月 2 4 日
水産局 漁業資源課

前回の委員会で、「千葉県資源管理方針（以下、県方針とする。）の変更の諮問」を行った際に御質問いただいた「水産資源の名称変更に関する事項」について、事実確認等を行いましたので、結果を報告させていただきます。

1 質問事項

ヒラメ太平洋北部系群は「系群」として整理されているが、ヒラメ太平洋中部海域については、「系群」として網羅しきれていない海域が存在するのか。

2 回答

（国研）水産研究・教育機構（以下、水研機構とする。）に確認したところ、ヒラメ太平洋中部海域については資源生態の観点から網羅できてない海域は現時点で存在せず、「系群」に相当するものとして認識している。しかし、新漁業法の施行に伴い資源評価対象種の拡大を行う上で、令和元年度以降に資源評価の対象とした資源（新規拡大種）については、「系群」という表現をしない整理とし、当該資源もこれに該当する。

【参考】**（1）資源管理方針における水産資源の名称の設定方法**

水産庁は、県方針における水産資源の名称設定に際し、国が実施する資源評価において系群が判明している場合は「標準和名＋（系群名）」、系群が判明していない場合や資源評価未実施の場合は「標準和名＋（海域名）」とするよう指導している。

（2）変更した理由**① キンメダイ**

内容：キンメダイ太平洋系群 ⇒ キンメダイ太平洋

理由：資源評価では考慮されていない天皇海山の集団との遺伝的交流が判明したため。

※ なお、キンメダイ漁業の実態や自主的な資源管理の取組を踏まえ、県方針では従来から系群のなかで、銚子沖、勝浦沖、東京湾口の 3 地区に区分して管理の方針を示しており、今回の改正でも同様の区分を維持している。

② ヒラメ・マダイ

内容：ヒラメ太平洋中部系群 ⇒ ヒラメ太平洋中部海域

マダイ太平洋中部系群 ⇒ マダイ太平洋中部

理由：新規拡大種であり、「系群」という表現をしない整理とされたため。

※ 過去にも平成 19 年度までは資源評価対象種とされており、その際には太平洋中部系群と表現されていた。

千葉県資源管理方針の変更について

令和8年3月13日
水産局漁業資源課

漁業法第14条の規定により、都道府県知事は、国の資源管理基本方針に即して、資源管理に関する基本的な事項や特定水産資源ごとの知事管理区分などを内容とする都道府県資源管理方針を定めることとなっている。

千葉県資源管理方針（以下「県方針」という。）については、同法第14条第9項及び県方針第七の規定により、直近の資源評価や最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案し、おおむね5年ごとにその内容を検討することとなっている。

このたび、県方針の策定（令和2年）から5年が経過したことから、内容を検討した結果、下記のとおり変更することが適当と思料されたため、当該箇所を変更する。

【主な変更点】

1 県方針第一 「1 漁業の状況」

本県における海面漁業の生産量などの情報について、平成30年時点の情報から令和5年の情報へ更新する。

2 県方針第六 「1 漁獲量等の情報の収集」

「特別管理特定水産資源」の報告に関する条項を追加する。

3 県方針第八 「1~47 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」

（1）くろまぐろ（大型魚）における「漁獲量の管理の手法等」及び「その他資源管理に関する重要事項」の変更

漁獲量等の報告期限を陸揚げした日から3日以内に変更するとともに、くろまぐろ（大型魚）を「特別管理特定水産資源」として定義する。

（2）特定水産資源の資源管理方針における「対象とする漁業」の変更

「さんま」、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」、「するめいか」及び「まさば及びごまさば太平洋系群」の特定水産資源における当該知事管理区分の「対象とする漁業」について、これまで主要な漁業のみを対象としていたが、今後、明示された数量で本県の知事管理漁獲可能量を管理することとなった場合、全ての漁業の漁獲量を管理する必要があるため、全ての漁業を対象とするよう変更する。

（3）特定水産資源以外の水産資源の名称の変更

（国研）水産研究・教育機構が実施する資源評価にあわせて、県方針の項目及び水産資源の名称を変更する。（具体的には、「きんめだい太平洋系群」は「きんめだい太平洋」、「ひらめ太平洋中部系群」は「ひらめ太平洋中部海域」、「まだい太平洋中部系群」は「まだい太平洋中部」に変更する。）

（4）特定水産資源以外の水産資源における「資源管理の方向性」の変更

千葉県沿岸水産資源の資源評価の評価手法等を変更したことに伴い、「まだい太平洋中部」及び「たちうお東京湾海域」の「資源管理の方向性」を変更する。